

自治紛争処理委員の審理を踏まえた審決について

1 要旨

焼津市議会（以下、「処分庁」という。）が行った出席停止処分の取消しを求める元同市議会議員（以下、「申請人」という。）による静岡県知事に対する審決申請に対し、静岡県自治紛争処理委員による審理（自治紛争処理委員意見書）を経て、令和8年3月23日付けで当該申請を認容する（出席停止処分を取り消す）審決を行った。

2 事案の概要

令和7年2月焼津市議会定例会における申請人の「どこか忘れちゃいました、市長が変なことを言うもんで」との発言（以下、「当該発言」という。）を受けて、処分庁は、申請人に対して陳謝の懲罰を科したが、申請人がこれに従わなかったことから、出席停止（1日）の懲罰処分を行った。

令和7年4月8日、申請人から静岡県知事に対し、違法に権利を侵害されたとして、出席停止処分の取消しを求める審決の申請がなされた。

3 審決の要旨

（1）主文

出席停止処分を取り消す。

（2）主な判断根拠

ア 陳謝の懲罰に係る違法性の有無について

（ア）当該発言の懲罰事犯該当性について

処分庁は、当該発言が無礼の言葉であり、議会の品位を貶めるものであるから、地方自治法（以下、「自治法」という。）第132条及び焼津市議会会議規則（以下、「会議規則」という。）第145条に違反するとして陳謝の懲罰処分を科したと主張する。

無礼の言葉の使用が懲罰事由とされていることについては、自治法第132条において議会の会議又は委員会における使用に限定している趣旨からすると、同条項が主として保護しようとしているのは、会議や委員会の議事運営上の支障の除去にあると解される。また、当該発言が会議規則第145条に違反し、懲罰事由に該当するとしたことも、これと同様の趣旨と解釈するのが妥当であり、当該発言の懲罰事犯該当性については、議事運営への影響を主な基準として判断すべきと考える。

この点、当該発言がなされた直後に一部議員から申請人に向けて不規則発言があり、これに申請人が応じるという一場面はあったものの、議長が申請人に対して質問を促し、申請人による再質問が行われ、議

事運営が進んでいることを踏まえると、当該発言があった時点における議事運営上は実質的な支障が明白にあったとは認められない。

一方で、当該発言が「再質問の内容を忘れた理由を答弁者の責任とするような申請人の不穏当な発言」であるとし、答弁者と質問者との議会における円滑な質疑に悪影響を及ぼすと捉え、当該発言を向けられた答弁者である市長が不穏当な発言であると受け止めたことを踏まえて、処分庁が、当該発言は無礼の言葉であり、議会の品位を貶めるものとして懲罰事由に該当すると判断したこと自体は、直ちに議会の裁量を逸脱又は濫用しているとまでは言い難い。

(イ) 懲罰の種類を検討について

懲罰は、会議体としての議会内の秩序保持、その運営を円滑にすることを目的として科すものであり、懲罰の種類を選択するに当たっては、当該発言が議会の秩序や議事運営に与えた影響や支障の程度、当該懲罰を選択した合理的な理由が具体的に検討されていなければならない。そして、陳謝は、公開の議場において議会が定めた陳謝文により謝罪の意思表示を求めるものであって、陳謝処分を科される議員の思想、良心の自由との緊張関係を内包するものであることからすると、戒告ではなく陳謝を選択することについての合理的な理由が存在する必要がある。

本件は、前述のとおり当該発言があった時点における議事運営への実質的な支障が明白にあったとは認められないことに加え、処分庁の懲罰理由を見ても、当該発言の議事運営への具体的な影響や支障の程度の検討はなされておらず、戒告では足りないとする合理的な理由が示されているとは言えない。処分庁は、申請人の無礼の認識の有無や弁明態度といった主観的事情に重心を置いているようであるが、申請人の反省の程度は、戒告ではなく陳謝を選択することを基礎付ける事由にはなり得ない。加えて、陳謝は、公開の議場において議会が定めた陳謝文により謝罪の意思表示を求めるものであって、個別の答弁者への謝罪とは性質を異にするものであるから、答弁者の正常な感情の反発それ自体を、陳謝の懲罰を選択した根拠とすることは、懲罰の目的から逸脱するものと判断する。

以上のことから、戒告で目的を達し得る場合にまで、陳謝を選択することは裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められるため、本件の陳謝の懲罰に適法性は認められない。

イ 出席停止の懲罰に係る違法性の有無について

本件処分である出席停止の懲罰は、その前提となる一次懲罰の陳謝に従わなかったことをもって科されたものであることから、前記のとおり陳謝の懲罰の適法性が認められない以上、同陳謝に従わなかったことをもって科された本件処分についても適法性を認めることはできない。

4 参考（関係法令）

（１）地方自治法

（品位の保持）

第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

（懲罰の種類及び除名の手続）

第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2～3 （略）

（２）焼津市議会会議規則

（品位の尊重）

第 145 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。